

雄真館 規約

本規約は、平成24年7月1日より施行する

第1章 総則

第1条 本団体は、雄真館と称す。

第2条 本団体は、草加市剣道連盟に所属する。

第3条 本団体は、事務所を現・事務局長宅に置く。

第4条 『目的』 剣道を通し、人間形成の基となる生涯学習の場としての道場となるよう努める。

剣道で一番大切な「礼」を重んじ、相手を思いやる気持ちを子供の時から身につけさせ、感謝の気持ちでの稽古指導を心がける。

大人も子供も基本を重点に日々稽古をする。

第5条 『活動』について。

第1項 正しい剣道理念のための、日々の活動。

第2項 指導力向上、青少年育成のための活動。

第3項 草加市剣道連盟および他の支部との連携。

第4項 社会貢献・地域貢献。

第5項 その他、本団体が必要と認めた活動。

第6条 本団体は、個人又は法人の利益を目的とした事業を行わない。

第7条 本団体を政党のために利用しない。

第2章 会員

第8条 入会について

時期は、別に定めない。

入会申込書を館長に提出し、役員会で承認を得なければならない。

第9条 会員は、別掲示の会費を納入しなければならない。

第10条 会員種別として以下の種別とする。

(ただし、正会員のみ総会での投票権を有する)

小学生会員 (小学生以下)

中学生会員

一般会員 (義務教育修了者)

正会員 (一般会員の中より、有段者で本団体にて指導を行っている者で、館長より任命され役員会で承認された者)

第11条 会費を2カ月以上無断で滞納した場合は、会員としての資格を失う。

第12条 会員は、本団体で認める講習会、試合、
段級称号審査等に参加する権利を有する。

第13条 会員資格の消失は、以下の1つに該当する時。

1. 2カ月以上無断で会費を滞納したとき。
2. 2カ月以上無断で稽古に来ないとき。
3. 会員が退会したとき。
4. 会員が死亡したとき。
5. 会員が除名されたとき。

第14条 退会する者は、館長に退会届を提出しなければならない。

第15条 除名について

第1項 館長又は、副館長が除名通告を行える

第2項 役員会にて、3分の2以上の同意を得て正式除名とする。

第3項 除名理由として、下記の1つに該当する場合。

1. 第1章 第5条の遂行に反する者。
2. 第1章 第6条及び第6条に触れる行為を行った者。
3. 本団体の秩序を乱す行為をした者。
4. 会費納入義務を履行しない者。

第4項 保護者(父兄)に対しても適用する。

第16条 会員は、住所等に移動のあった場合には、直ぐに事務局長に通知しなければならない。

第17条 資格喪失した会員への会費及び他金品は、返還しない。

第3章 役員

第18条 本団体には、以下の役員を置く。

館長 1名 (正会員より)

副館長 2名以下 (正会員、又は小学生会員の父兄より)

事務局長 1名 (正会員より)

会計 2名 (正会員より1名、
小学生会員の父兄又は中学生会員の父兄から1名)

広報 2名 (正会員より1名、小学生会員の父兄から1名)

監査役 1名

指導員 10名以下 (正会員より)

第19条 役員を選任について。

第1項 役員は、総会にて選任される。

第2項 館長、副館長及び、監査役の選任方法は、別に定める。

第3項 監査役は、他の役員を兼任できない。(但し、指導員を除く)

- 第20条 役員の職務について。
- 第1項 館長は、本団体を代表して、業務を統括する。
 - 第2項 副館長は、館長を補佐し、館長不在の時には館長の職務を代行する。
 - 第3項 監査役は、事業内容の監査及び会計に関する監査の権限を有する。
- 第21条 役員の任期について。
- 第1項 4月1日より翌々年の3月31日の2年間とする。
 - 第2項 再任防げない。
 - 第3項 役員は、辞任又は任期満了の場合には、後任が就任するまでは職務を行う。
- 第22条 役員の解任について。
- 第1項 役員としてふさわしくない行為が有った場合には、役員会にて3分の2以上の同意を得て、その役員を解任できる。
 - 第2項 第15条第3項の規定は、役員を解任する場合について準用する。
- 第23条 本団体に会計監査人を置くことができる。
- 第1項 会計監査人は監事による開会監査を補助する。
 - 第2項 任期を2年とし、総会にて選任される。
 - 第3項 会計監査人は、監事の承認を得て、会計帳簿その他の書類を閲覧及び謄写することができる。
 - 第4項 会計監査人は、他の役員を兼務することができない。
- 第24条 本団体の事務処理を行うために、事務局を置くことができる。
- 第1項 事務局は、事務局長及び、若干名の事務局員を置くことができる。
 - 第2項 事務局長及び事務局員は、代表が役員会の決議を得て任命する。

第4章 総会

- 第25条 本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 第26条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。
- 第27条 総会は、この規定に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。
- 第28条 通常総会は、毎年4月に開催する。
- 第29条 臨時総会の開催は、下記のいずれかに該当する時に開催される。
1. 役員会が必要と認めた時
 2. 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催請求があったとき。
- 第30条 総会は、館長が召集する。
- 第1項 第29条の場合には、30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

第2項 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも10日前までに役員及び正会員に通知しなければならない。

第31条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員から選任する。

第32条 総会は、役員及び正会員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

第33条 総会の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時には、議長の決するところによる。

第34条 総会の議事録を作成する

第1項 次の事項を記載する。

1. 総会の日時・場所
2. 役員及び正会員の人数
3. 出席者数
4. 議決事項
5. 議事の経過の概要及びその結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長のほか、総会に出席した役員または正会員のうちから当該総会において選出された議事録名人2名以上の署名捺印しなければならない。

第35条 役員及び正会員は、総会の内容を録音することができる。ただし、役員会の許可無く本団体関係者以外に録音内容を提供することはできない。

第5章 役員会

第36条 第3章18条の構成員とする。

第1項 会計監査は、役員会に出席して意見を述べられる。

第2項 役員会の承認を得た会員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第37条 役員会は、本規約に定めるもののほか、次の事項を決議できる。

1. 総会の決議した事項の執行に関する事項。
2. 総会に付議すべき事項。
3. その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

第38条 役員会は、館長が召集する。

役員会構成員の5人以上から会議の目的を示して開催請求があったときは、役員会を招集しなければならない。

第39条 役員会の議長は、館長または、館長の氏名したものが行う。

- 第40条 役員会は、役員会構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
- 第41条 役員会の議決は、役員会に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第42条 役員会の議事録を作成する
- 第1項 次の事項を記載する。
1. 役員会の日時・場所
 2. 役員の数
 3. 出席者数
 4. 議決事項
 5. 議事の経過の概要及びその結果
 6. 議事録署名人の選任に関する事項
- 第2項 議事録には、議長のほか、役員会に出席した役員から当該役員会において選出された議事録署名人2名以上の署名捺印しなければならない。
- 第43条 役員は、役員会の内容を録音することができる。
ただし、役員会の許可無く本団体関係者以外に録音内容を提供することはできない。

第6章 資産及び事業計画書等

- 第44条 本団体の資産は、次の掲げるものをもって構成する。
1. 財産目録に記載された財産
 2. 会費
 3. 寄付金等
 4. 事業に伴う収入
 5. 資産から生ずる収入
 6. その他の収入
- 第45条 資産は、館長が管理し、館長が役員会の議決を得て定める。
- 第46条 本団体の事業年度は、4月1日より、翌年の3月31日とする。
- 第47条 本団体の事業計画書及び予算は、館長が作成し、総会の承認を得なければならない。
- 第48条 本団体の事業報告書及び会計報告書は、館長が作成し、監査役が承認し、その事業終了後に総会の承認を得なければならない。
- 第1項 正会員は、本48条の書類をいつでも閲覧できる。
- 第2項 館長は、会員から本48条の書類について閲覧請求があった場合、閲覧を拒むことができない。

第7章 規約の変更及び解散

第49条 本規約の改正は、総会にて正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第50条 本団体の解散は、総会にて正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第51条 本団体の解散に際しては、清算人を総会にて選出する。

第52条 第50条により解散したときの残余財産は、総会の決議にて処分する。

附則 本規約は、平成24年7月1日より改定施行する。

雄真館 平成24年7月施行

雄真館 役員選任規程

第1章 総則

第1条 本規程は、規約19条に基づき本団体の役員等の選出等の選出方法を定めたものである。

第2章 役員を選任

第2条 館長は、役員会が選任し、総会の承認を得る。

第3条 副館長は、役員会が選任し、総会の承認を得る。

第4条 監査役は、役員会が選任し、総会の承認を得る。

第5条 役員は、役員会が選任し、総会の承認を得る。

附則 本規程は、平成24年7月1日より改定施行する。

雄真館 庶務規程

第1章 総則

第1条 本規程は、本団体の運営を円滑にするため、事務局、会計経理、慶弔費等に関する事故を規定する。

第2章 事務局

第2条 本団体の皆無を処理する事務局を置く。

第1項 事務局長及び事務局員は、役員会にて選任する。

第2項 構成は、事務局長1名と、事務局員若干名とする。

第3項 事務局長は、事務局の統括、管理にあたる。

附則 本規程は、平成24年7月1日より改定施行する。

雄真館 会費規程

第1章 総則

第1条 本規程は、本団体の会費に関する必要な事項を定める。

第2章 入金

第2条 会費には、つぎの2種類がある。

第1項 月会費

月額 1,000円とする。（該当月の5日までに支払う事）

（但し、平成24年6月まで さかのぼり適用する）

（※2018年5月1日改定施行 第1項に以下の1行追加

（支出が多いと予想される場合には年度単位で値上げ

・臨時徴収を行う事がある）

第2項 大会参加に関わる費用

大会参加は、館長より保護者に依頼し、保護者が承認したならば、費用を選手で負担する。

第3項 その他、一時金

保険料・各登録料・他

第3章 支出

第3条 施設使用料。

第1項 学校開放に関わる費用

第2項 臨時に借りる施設費用

第4条 慶弔金額を以下のように定める。

1. 会員が結婚した時 10,000円
2. 会員またはその配偶者が出産した時 10,000円
3. 会員が傷病により15日以上休業治療した時 5,000円
4. 会員が死亡した時
 - (1) その遺族への弔慰金 30,000円
 - (2) 献花 (15,000円相当)
5. 会員の家族が死亡した時
 - (1) 配偶者 20,000円
 - (2) 子、実父母 10,000円
 - (3) 同居の義父母 5,000円

第5条 交通費。

役員会が認めた時には、交通費として公共交通機関相当の金額を支払う。
但し、タクシーに関しては領収書が必要。

第6条 接待交際費

役員会が認めた時には、5,000円を限度として支払う。

第7条 会員が、中学・高校へ入学した場合に、2,000円相当を贈呈

第8条 大会参加に関わる費用。

- 1.祝い金 20,000円を限度とする
- 2.大会参加費 10,000円を限度とする (1チーム)
- 3.謝金 12,000円を限度とする (審判・監督・係り・他)
- 4.その他 大会に関わる費用

第9条 指導者への謝金

年間100,000円/1名 を限度とする。

但し、役員会が承認し、総会で承認を得た時とする。

(※2018年5月1日改定施行

「指導者への謝金

年間100,000円/1名 を限度とする。

但し、役員会が承認し、総会で承認を得た時とする。」を

「指導者、役員、市剣連常任理事・理事、係りへの謝金

指導者は、年間100,000円/1名 を限度とする。

その他については、年間5,000円/1名 を限度とする。

但し、役員会が承認し、総会で承認を得た時とする。」

に、改める)

第10条 その他、本団体に必要と認めた費用。

附則 本規程は、平成24年7月1日より改定施行する。

附則 第2章 第2条 第1項の改定は、平成30年5月1日より改定施行する。

附則 第3章 第9条の改定は、平成30年5月1日より改定施行する。

雄真館 稽古規程

第1章 総 則

第1条 本規程は、本団体の稽古に関する必要な事項を定める。

第2章 稽古の日時及び場所について

第2条 同市高砂小アリーナにて、月曜日・水曜日の19時から21時とする

(※2018年5月1日改定施行

「同市高砂小アリーナにて、月曜日・水曜日の19時から21時とする」を

「同市体育施設にて、月・水曜日の19時から21時、土曜の17時から

19時とする」に、改める)

第1項 学校側や他団体の事情で休みや変更にすることがある。

第2項 年末年始・お盆休みなどで稽古を休みにすることがある。

第3項 大会などで稽古を休みにすることがある。

第4項 天候や他の事情により危険防止のために中止にすることがある。

第3条 大会や審査などの強化稽古のために、第2条の場所・時間以外で稽古を行うことがある。

第3章 出稽古に行く場合

第4条 本団体の名前を汚す行為を行わない事。

第5条 先方の団体の指導方針やルールに従う事。

第6条 正会員・小学生会員については、本団体の稽古を優先すること。

第4章 出稽古を受ける場合

第7条 本団体の会員や保護者(父兄)の指示にしたがってもらう。

第8条 本団体の名前を汚す行為を行わない事。

第9条 本団体の稽古方針に従ってもらう。

第10条 1回の会費を500円とする。

但し、財団法人全日本剣道連盟加盟団体に登録している者

又は、本団体での初回出稽古から2週間以内の者については無料とする。

附則 本規程は、平成24年7月1日より改定施行する。

附則 第2章 第2条の改定は、平成30年5月1日より改定施行する。